

福島県グローバル人材育成基金について

～産学官で、福島未来を担うグローバル人材育成に取り組みませんか。～

福島県では、県内の高校生の海外研修等を支援する「福島県グローバル人材育成基金」を令和6年4月に創設しました。

基金の趣旨をご理解の上、産業界や県民の皆様の温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

基金の目的

本県の高校生が多様な人々と連携しながら、グローバルな視点で地域課題探究活動を進め、海外でのその活動を実践することを通して、本県の発展に貢献するグローバル人材を育成することを目的としています。

寄附金額

一口5,000円からお受けしております。(基金目標額2.5億円)

ご協力いただいた企業・個人様へのメリット

【広報】応援いただいた企業・個人様について教育委員会HP及び公式noteでご紹介するほか、高校生デザインのロゴマーク(予定)をご使用いただけます!

【控除】県の内外を問わず、寄附金の控除が受けられます。

【貢献】企業様については、事前研修、報告会等へのご参加により、生徒との「つながり」が生まれます。

[福島県グローバル人材育成基金リーフレット\[PDF\]](#)

寄附の方法

1 県内企業の方・県内外個人の方

(1) お申し込み及び納付方法

①寄附申込書をダウンロードして下さい。

[福島県グローバル人材育成基金寄附申込書 \[Word\]](#)

[福島県グローバル人材育成基金寄附申込書 \[PDF\]](#)

②必要事項をご記入の上、下記送付先までお申し込みください。

・電子メール：k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

・郵送：〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

※宛先 福島県教育庁高校教育課 福島県グローバル人材育成基金担当

③納入通知書が県から送付されますので、指定の金融機関窓口もしくはコンビニエンスストアでお振り込みをお願いします。

(2) お問い合わせ先

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁高校教育課 福島県グローバル人材育成基金担当

電話：024-521-7773

2 県外企業の方

「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」をご利用いただけます。

お申し込みはこちら（福島県 復興・総合計画課）↓

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015b/chihousesousei-zei.html>

税法上の措置

本県は、ふるさと納税の対象となる地方団体として総務大臣の指定を受けています。このため、本県に対してご寄附（福島県グローバル人材育成基金寄附金を納付）いただいた場合は、確定申告等により税金の優遇措置を受けることができます。

なお、寄附金は、税法上、下記のとおり取り扱われます。

ふるさと納税による寄附を行った場合の税控除については、こちらをご覧ください。

（総務省HP）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html

所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除双方の適用を受けようとする場合

所得税の確定申告が必要です。

寄附金納入確認後にお送りする「寄附金受領証明書」を確定申告書に添付し、所轄の税務署へ提出してください。

確定申告の手続きについては、こちらをご覧ください。（総務省HP）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_3_kojin.html

所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合（ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けようとする場合は除く。）

市町村に備え付けの「市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除申告書」に必要事項を記載のうえ、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市町村へ申告してください。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けようとする場合

「市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載のうえ、本人確認のために必要な書類の写しを添えて、福島県教育庁高校教育課へ申請してください。

なお、申請書の送付先は、1（2）のお問い合わせと同じです。

ふるさと納税ワンストップ特例制度については、こちらをご覧ください。(総務省HP)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusa-to/topics/20150401.html#block02

市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書 [Word]

市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書 [PDF]

市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書【記載例】 [PDF]

受領証明書について

ご寄附いただいた月の翌月末までに、寄附金の受領を証明する書類（寄附金受領証明書）をお送りいたします。

この受領証明書は、確定申告を行う控除手続きの際、添付して申請することになりますので、大切に保管してください。

万一、お手元に届かない場合は、上記1（2）のお問い合わせ先までご連絡ください。